委託業務特記仕様書(令和7年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務(建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く)は、別に定める「委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

(受発注者共同による品質確保)

第5条 重要構造物(橋梁、トンネル、樋門、砂防等)設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有(設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等)・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者(測量、地質、調査、設計)で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

- **第6条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的 に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)

- (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
- (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【受注者希望型】)

- 第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(Web検査【受注者希望型】)

- 第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- 第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、 別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- **第10条** 受注者は、情報共有システム(以下「システム」という。)の活用を希望する場合は、監督員の承 諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務(以下、「対象業務」という)とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

(本業務の特記仕様事項)

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

○水質調査及び底質調査

1. 水質調査

- ①調査地点、調査時期、分析項目等については、別添のとおりとする。
- ②採水は、バンドーン型採水器を用い、採水層は上層(海面下 0.5m)とする。
- ③採水した試料は、直ちに分析室に搬入し分析を行う。
- ④現地において、採水当日の天候、水深、透明度、水色などを記録する。
- ⑤水質分析項目の試験方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59 号 昭和46年12月)及び監督員との協議によるものとする。

2. 底質調査

- ①調査地点、調査時期、分析項目等については、別添のとおりとする。
- ②採泥は、エクマンバージ採泥器又はスミスマッキンタイヤー採泥器等を用い、底質表層から 10cm 程度の底質を採取する。
- ③採泥した試料は、直ちに分析室に搬入し分析を行う。
- ④現地において、採泥当日の天候、水深、透明度、泥色などを記録する。
- ⑤底質分析項目の試験方法は、「底質調査方法」(環水大水発 120725002 号 平成 24 年 8 月)等、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 14 号 昭和 48 年 2 月)及び監督員との協議によるものとする。

表 1 調査数量

項目	数量	単位	地点	時期			
水質調査	4	口	3箇所	冬季,春季,夏季,秋季			
底質調査	1	口	4箇所	夏季			
作業船	4	隻	_	ŀ			
水質分析(表2に示す)	1	式	_	ŀ			
底質分析(表3に示す)	1	式	_	_			

表 2 水質調査数量

項目	調査項目	1回当たりの数量	単位	冬季	春季	夏季	秋季	合計
	現地観測(透明度、水色等を含む)	3箇所	口	3	3	3	3	12
生活環境項目	採水(上層)	3箇所	口	3	3	3	3	12
	p H (水素イオン濃度)	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	DO (溶存酸素量)	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	COD (化学的酸素要求量)	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	SS(浮遊物質量)	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	大腸菌数	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	n-ヘキサン抽出物質	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	T-N (全窒素)	3箇所	検体	3	3	3	3	12
等	T-P (全リン)	3箇所	検体	3	3	3	3	12
4	水温	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	濁度	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	塩分	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	クロロフィル a	3箇所	検体	3	3	3	3	12
	カドミウム	1箇所	検体			1		1
	全シアン	1箇所	検体			1		1
	鉛	1箇所	検体			1		1
	六価クロム	1箇所	検体			1		1
	砒素	1箇所	検体			1		1
	総水銀	1箇所	検体			1		1
	アルキル水銀	1箇所	検体			1		1
	РСВ	1箇所	検体			1		1
	ジクロロメタン	1箇所	検体			1		1
	四塩化炭素	1箇所	検体			1		1
	1,2-ジクロロエタン	1箇所	検体			1		1
健	1,1-ジクロロエチレン	1箇所	検体			1		1
康	シス-1,2-ジクロロエチレン	1箇所	検体			1		1
原項 目等	1,1,1-トリクロロエタン	1箇所	検体			1		1
	1,1,2-トリクロロエタン	1箇所	検体			1		1
	トリクロロエチレン	1箇所	検体			1		1
	テトラクロロエチレン	1箇所	検体			1		1
	1,3-ジクロロプロペン	1箇所	検体			1		1
	チウラム	1箇所	検体			1		1
	シマジン	1箇所	検体			1		1
	チオベンカルブ	1箇所	検体			1		1
	ベンゼン	1箇所	検体			1		1
	セレン	1箇所	検体			1		1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1箇所	検体			1		1
	ふっ素	1箇所	検体			1		1
	ほう素	1箇所	検体			1		1
	1,4-ジオキサン	1箇所	検体			1		1
<u></u>	ダイオキシン類	1箇所	検体			1		1

表 3 底質調查数量

項目	調査項目	1回当たりの数量	単位	夏季	合計
一般項目等	現地観測(泥温、泥色等を含む)	4箇所	旦	4	4
	採泥	4箇所	口	4	4
	粒度組成	4箇所	検体	4	4
	土質区分	4箇所	検体	4	4
	含水率	4箇所	検体	4	4
	pH (水素イオン濃度)	4箇所	検体	4	4
	COD (化学的酸素要求量)	4箇所	検体	4	4
	強熱減量	4箇所	検体	4	4
	硫化物	4箇所	検体	4	4
	T-N (全窒素)	4箇所	検体	4	4
	T-P (全リン)	4箇所	検体	4	4
	溶出液作成	1箇所	検体	1	1
	アルキル水銀化合物	1箇所	検体	1	1
	水銀又はその化合物	1箇所	検体	1	1
	カドミウム又はその化合物	1箇所	検体	1	1
	鉛又はその化合物	1箇所	検体	1	1
	有機りん化合物	1箇所	検体	1	1
	六価クロム化合物	1箇所	検体	1	1
	ひ素又はその化合物	1箇所	検体	1	1
	シアン化合物	1箇所	検体	1	1
海洋	РСВ	1箇所	検体	1	1
	銅又はその化合物	1箇所	検体	1	1
	亜鉛又はその化合物	1箇所	検体	1	1
汚	ふっ化物	1箇所	検体	1	1
染 防	トリクロロエチレン	1箇所	検体	1	1
	テトラクロロエチレン	1箇所	検体	1	1
正	ベリリウム又はその化合物	1箇所	検体	1	1
法	クロム又はその化合物	1箇所	検体	1	1
0	ニッケル又はその化合物	1箇所	検体	1	1
判	バナジウム又はその化合物	1箇所	検体	1	1
定	有機塩素化合物(含有量試験)	1箇所	検体	1	1
基	ジクロロメタン	1箇所	検体	1	1
準	四塩化炭素	1箇所	検体	1	1
項	1,2-ジクロロエタン	1箇所	検体	1	1
目	1,1-ジクロロエチレン	1箇所	検体	1	1
等	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1箇所	検体	1	1
	1,1,1-トリクロロエタン	1箇所	検体	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	1箇所	検体	1	1
	1,3-ジクロロプロペン	1箇所	検体	1	1
	チウラム	1箇所	検体	1	1
	シマジン	1箇所	検体	1	1
	チオベンカルブ	1箇所	検体	1	1
	ベンゼン	1箇所	検体	1	1
	セレン又はその化合物	1箇所	検体	1	1
	1,4-ジオキサン	1箇所	検体	1	1
	ダイオキシン類	1箇所	検体	1	1

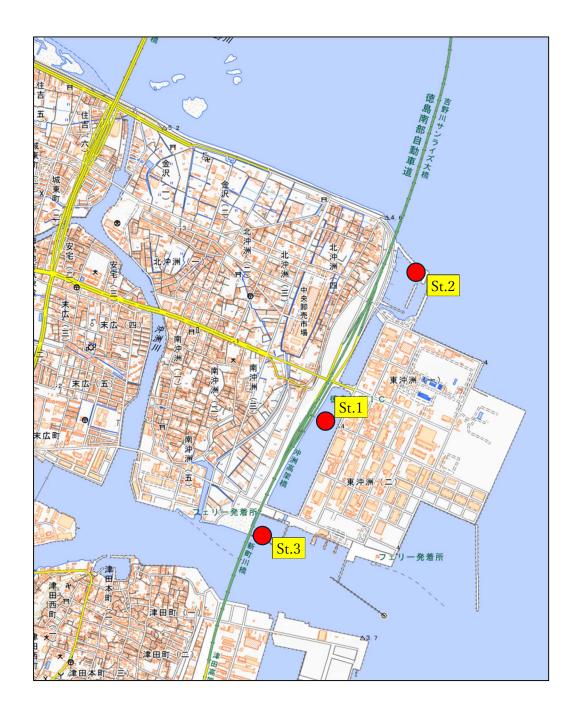


図1 水質調査位置図

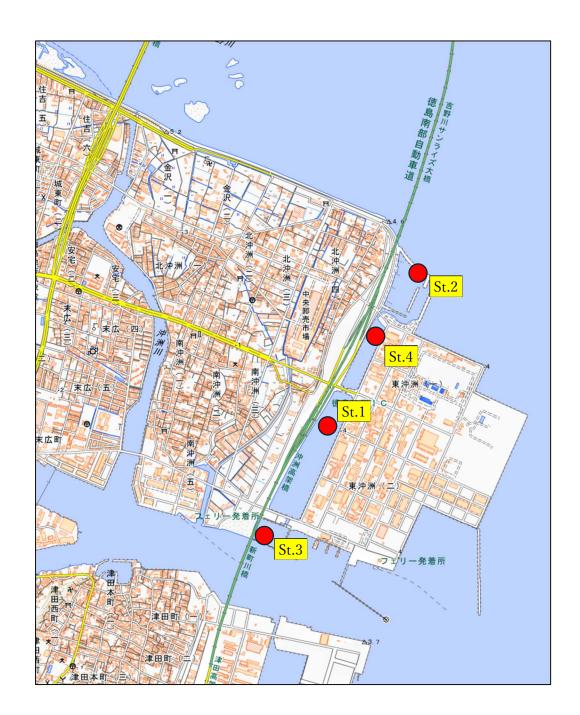


図2 底質調査位置図

・報告書の作成

上記調査結果とともに発注者が別途提示する環境現況調査結果について整理し、報告書としてとりまとめる。

詳細については、監督員との協議によるものとする。